

災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達に関する協定書

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会北陸支部長（以下「乙」という。）は、地震・豪雨等の異常な自然現象又は大規模な事故等による被害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に甲又は甲の事務所等の長からの要請等に基づき、TEC-FORCE パートナーとして行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲・対象施設）

第2条 業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。

- 一 甲が、管理又は工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 二 甲の管内に位置する地方公共団体等の所管施設等における災害発生又は発生するおそれがある箇所
- 三 前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体等の所管施設等を含む）

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は甲の事務所等の長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

なお、要請の内容及び手順等については、別に定めるものとする。

- 2 乙の会員は、前項の要請があった場合、速やかに所管施設等の被災状況を把握し、災害応急対策業務を実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲又は甲の事務所等の長から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。なお、業務の遂行に必要な事項について、甲又は甲の事務所等の長は乙に可能な限り協力する。

（建設資材等の調達）

第4条 甲又は甲の事務所等の長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

なお、要請の内容及び手順等については、別に定めるものとする。

- 2 前項の要請を受けた乙又は乙の会員は、速やかに指定の場所に調達を実施するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲又は甲の事務所等の長から要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

(業務等の実施体制)

第5条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制（会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

- 2 乙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、乙は、技術者及び建設資機材等について速やかに報告するものとする。
- 3 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(本協定の効力)

第6条 本協定は、甲又は甲の事務所等の長と乙又は乙の会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

(地方公共団体等からの要請)

第7条 甲は、管内の地方公共団体等の長から甲に業務等の要請があったときは、乙に業務等の実施を要請することができるほか、地方公共団体等の長との契約による業務等の実施を打診することができる。

- 2 甲は、被災した管外の地方公共団体等の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等の長からの要請を受けたときは、乙に管外の地方公共団体等の長との契約による業務等の実施を打診することができる。

(契約の締結)

第8条 甲又は甲の事務所等の長は、第3条第3項の規定により乙の会員に出動を要請したとき又は第4条第3項の規定により乙又は乙の会員に調達の具体的な内容を指示したときは、遅滞なく、契約を締結するものとする。

- 2 乙又は乙の会員は、契約締結にあたっては、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結するよう努めるものとする。

(広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進)

第9条 甲又は甲の事務所等の長は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務等の円滑な遂行及びその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

- 2 本協定を用いた甲又は甲の事務所等の長の要請に基づき活動する場合には、乙又は乙の会員は TEC-FORCE パートナーとして活動し、被災地において広報や災害応急対策業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施することを基本とする。

(訓練の実施)

第10条 甲、甲の事務所等の長及び乙並びに乙の会員は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

2 本協定締結後、甲又は乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(損害の負担)

第12条 乙又は乙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員若しくは建設資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担について、公共工事標準請負契約約款等に基づき作成・締結された契約書の規定によるものとする。

2 第7条（地方公共団体等からの要請）の規定により、甲が地方公共団体等の長からの要請により、乙に打診した業務等については、乙又は乙の会員は当該業務等を必要とした地方公共団体等の長と協議して定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

平成25年4月1日付けで国土交通省北陸地方整備局長と一般社団法人日本建設業連合会北陸支部長との間で締結した「災害時における北陸地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定書」は廃止する。

本協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 8年 7月27日

甲 国土交通省北陸地方整備局

局 長 植 田 雅 俊



乙 一般社団法人日本建設業連合会北陸支部

支部長 安 部 浩

